

所沢市入札監視委員会条例

(設置)

第1条 市が発注した建設工事(以下「工事」という。)に係る入札及び契約の適正化を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、所沢市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行う。

- (1) 工事に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容に関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、入札及び契約に関し知識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、議事の対象となる法人その他の団体の役員又はこれに準ずる者であるときは、当該法人その他の団体に係る議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会の会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。